

【ポイント1】

収入を確保するために、会社に在籍しているうちに

初めて受診する日

をつくる！

まずは、診断を受ける。

**そして、上司、人事担当者、産業医と話し合っ
て職場の理解を得ながら、配置転換などの工夫に
よって、**

仕事を続ける

ための方法を考える！

初めて受診する日のことを「初診日」といいます。

高齢者だと、認知機能が低下して生活に支障が生じてくれば、年齢から考えて「認知症かな？」と気付きやすいものです。

ところが、若年性認知症の場合、一般的には現役で仕事や家事をしている年齢なので、認知機能が低下して仕事でミスが重なったり、家事がおっくうになっても、それが認知症の影響であるとは思いません。

疲れや、更年期障害、あるいはうつ状態等、他の病気と思って医療機関を受診することが多いのではないかと思います。

認知症の症状が相当目立つようになってから、ようやく診断された例も少なくないようです。

「誤った認識のまま時間が過ぎて、そうしている間に職場に居づらくなって、何も経済的な対策をしないうちに退職してしまう」

これは、最も避けたいことです。

収入を確保するために、会社に在籍しているうちに「初診日」をつくることがとてもとても大切な意味をもちます。

これから、その理由を添えてお話しいたします。

まず、おかしいぞと思ったら、「在職中」にしっかり受診していただきたいのです。在職中に、「若年性認知症」との診断を受けることが、とても大きな意味を持ちます。

体調不良と思い込んで、仕事が思うようにできなくなって、例え居心地が悪いと感じたとしても、この診断があるまでは絶対に辞めてはいけません。

また、診断されても、すぐに退職などと考えるはいけません。

仕事の内容にもよりますが、上司や、人事担当者、産業医と話し合っって職場の理解を得ながら、配置転換が可能なケースもあるのではないかと思います。

後ほどお話ししますが、「精神障害者保健福祉手帳」を取得して、障害者雇用の枠に入るという方法もあります。

いずれにしても、早期診断がポイントで、軽度であれば仕事を続けられる可能性もあります。

一度退職してしまうと、再就職は難しい場合が多いと思います。

企業も社員を大切にしていきたいです。

次に、収入源として、

傷病手当金

をしっかりと活用する！

できる限り仕事を続けて、収入を確保する。

しかし、やがて症状の進行によって仕事が難しくなってくるのが考えられます。その場合でも、すぐに退職とは考えないでください。

企業に勤めている方には、「傷病手当金」があるからです。

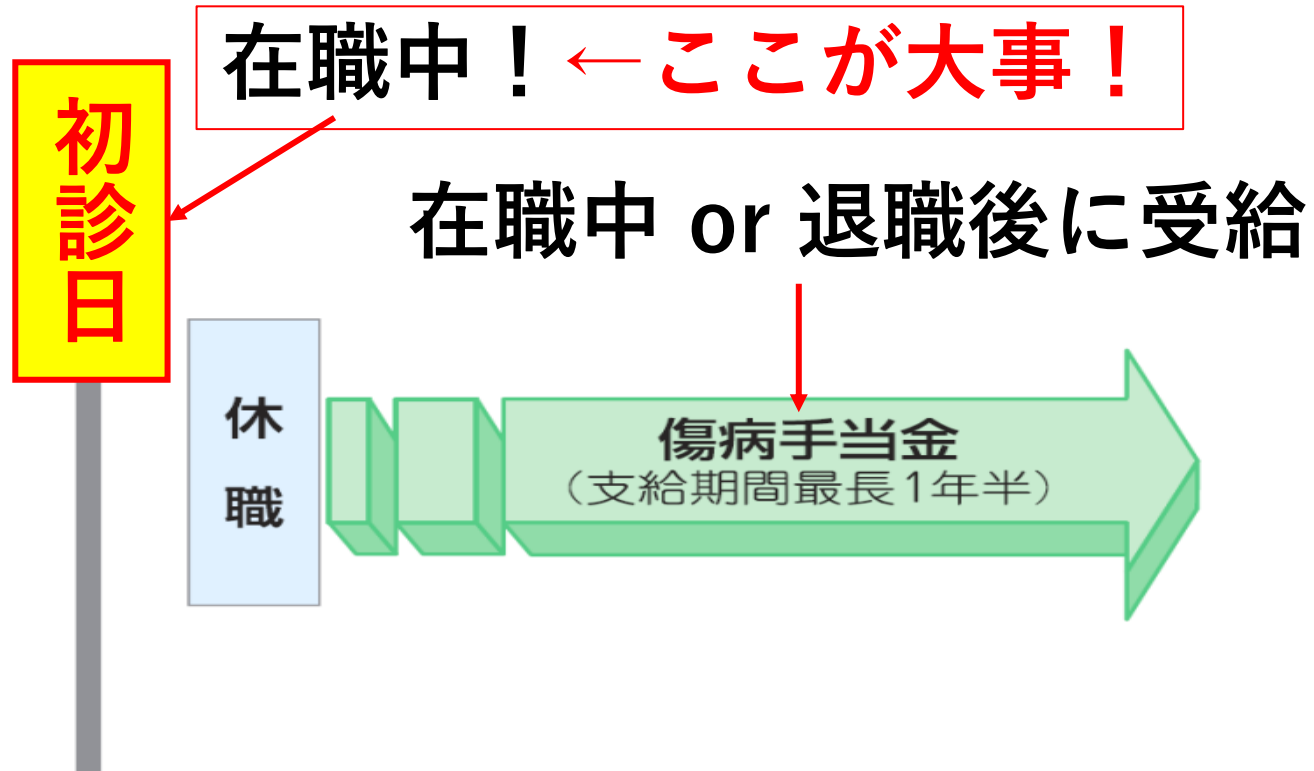
「傷病手当金」とは、業務外のケガや病気のために4日以上仕事に就くことができなかった場合に、健康保険からもらえる給付のことです。

申請や相談は、在職中の場合、勤務先の担当部署です。

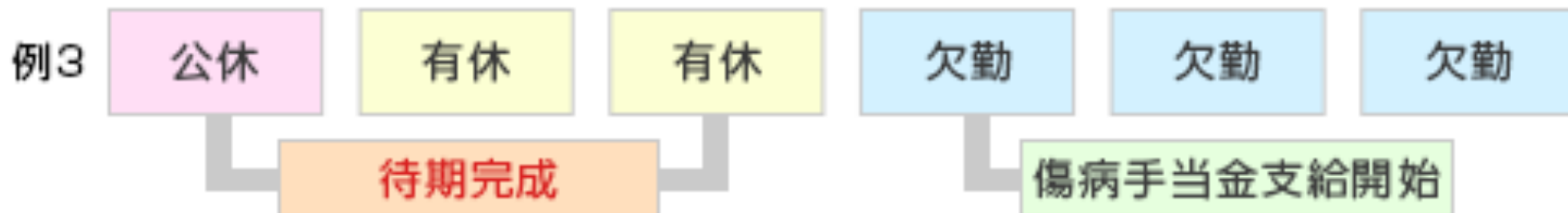
【給付を受けるための4つの要件】

- ① 病気療養のために
- ② 今までの仕事に就くことができない状態（労務不能）で
- ③ 3日以上継続して休業していて（待機期間）
- ④ 給与の支払いを受けていない

収入を確保するために活用する社会保険



3日以上継続して休業（待機期間）とは



療養のために初めて働くことができなくなった日から起算して、継続した3日間の期間を待機期間といたします。

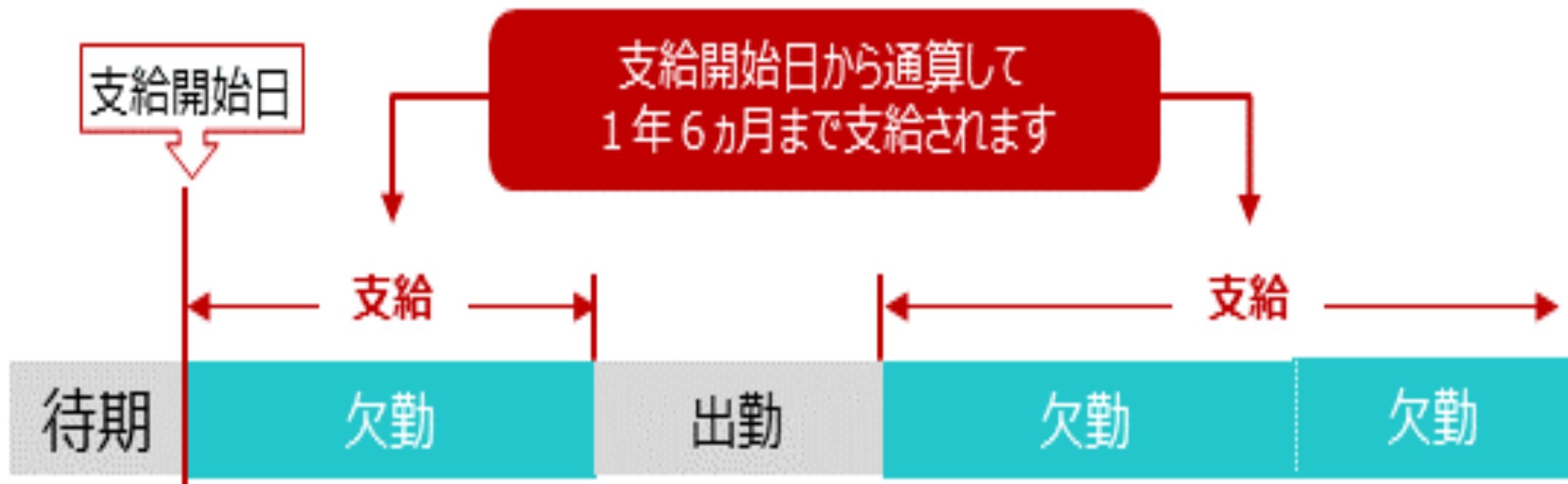
傷病手当金は、待機期間において4日以上休業した場合、4日目から支給されます。

休業は、公休も有給も含みます。

ただし、3日間連続していなければ「待機期間」は成立しません。

もし、連続して2日間会社を休んだ後、3日目に勤務した場合には、待機期間は成立しません。

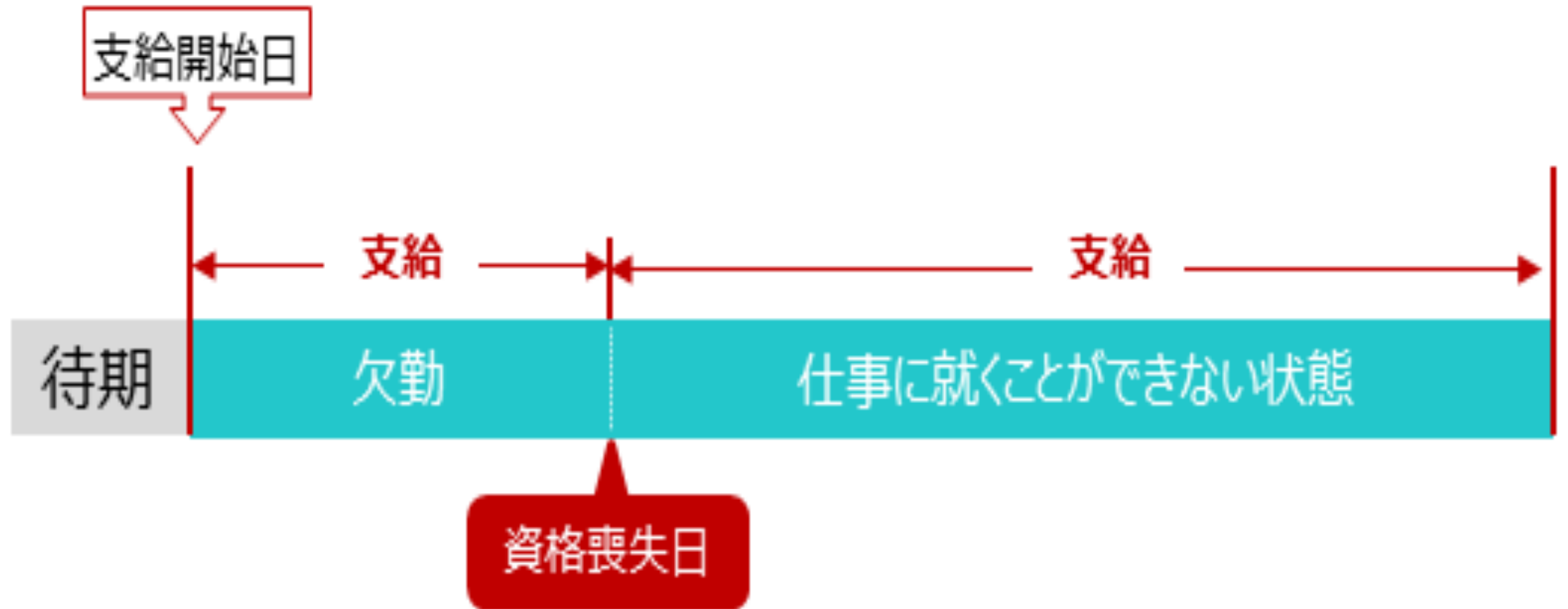
傷病手当金が支給される期間



傷病手当金が支給される期間は、休みはじめて4日目から。

支給を開始した日から、通算して1年6ヵ月の間、支給されます。

傷病手当金は、退職後も支給されます。



傷病手当金は、退職してからも受け取ることができます。
退職後に支給を受けるための要件は次の3つです。

- ①資格喪失の日の前日（退職日等）まで被保険者期間が継続して1年以上ある。
- ②退職日の前日までに連続して3日以上仕事を休んでいる。
（待機期間が完成している）
- ③退職日も仕事につけず休んでいる。（退職日に出勤していない！）

この要件を満たしていれば、退職してからも傷病手当金を受け取ることができます。
（申請は自分で行う必要があります）

ただ、もし退職日に出勤してしまうと、退職後の分を受け取ることができなくなってしまいます。

退職後、一旦仕事に就くことができる状態になった場合には、その後に仕事に就くことができない状態になっても、傷病手当金は支給されません。

退職日に出勤してしまうと、仕事に就くことができる状態になったものと見做されてしまうわけです。

傷病手当金の支給額

1日あたりの金額

支給開始日(※)以前の継続した12カ月間の
各月の標準月額を平均した額

※支給開始日とは、一番最初に給付が支給される日のことです

$\div 30 \text{日} \times \frac{2}{3}$

おおよそ、1日当たりの給与の3分の2が傷病手当金の支給金額となります。

支給期間中に給与の支払いを受けた場合は、原則として傷病手当金は支給されません。

ただ、給与の額が傷病手当金の額よりも少ない場合は、その差額が支給されます。

以上が、収入を確保するための傷病手当金の話です。

【まとめ】

「傷病手当金」は、業務外のケガや病気のために4日以上仕事に就くことができなかった場合に健康保険からもらえるお金です。

診断を受けたら、会社と相談しながら工夫をして、できるだけ仕事を続けます。

症状の進行があっても仕事が難しくなっても、すぐに退職とは考えないでください。

休職して、傷病手当金の支給を受けましょう。

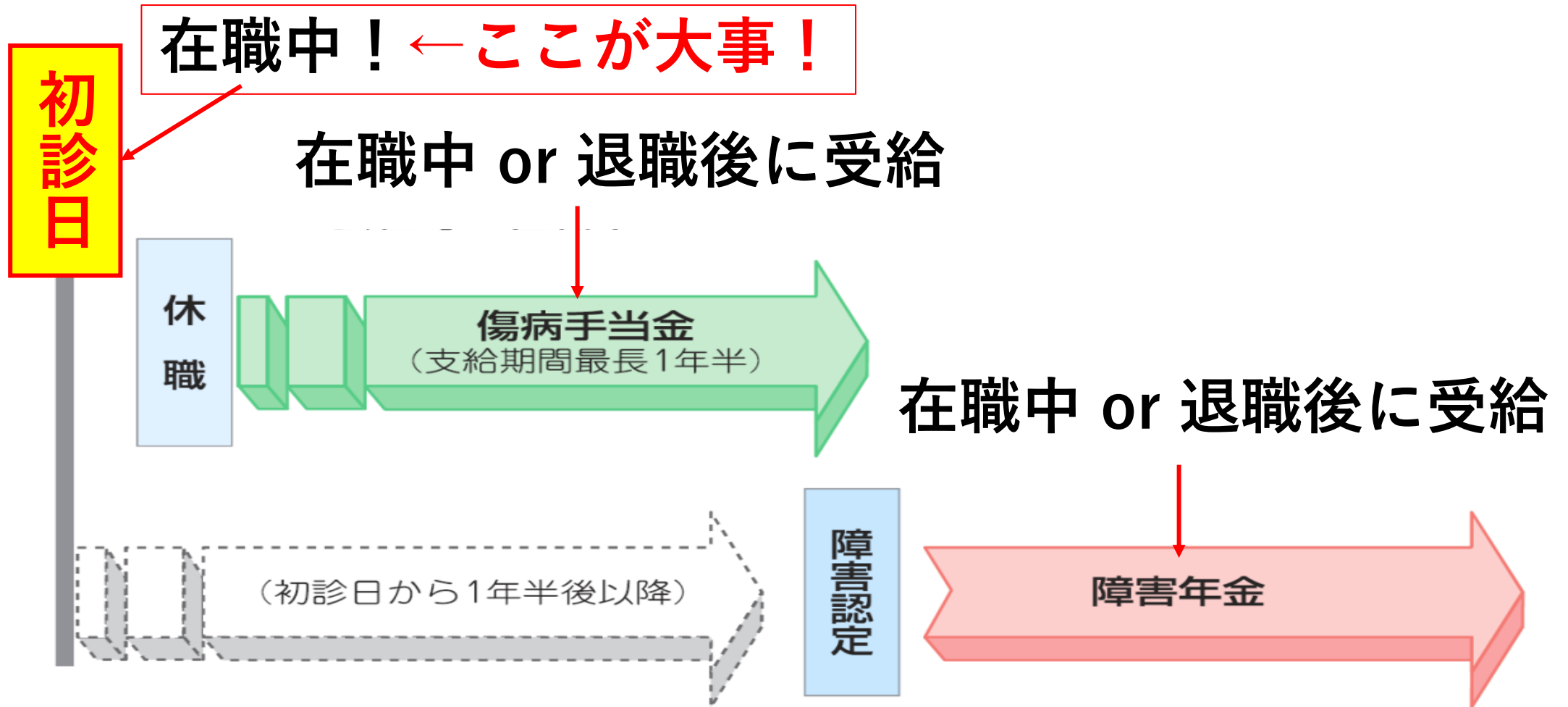
要件を満たしていれば、退職後でも支給を受けることができます。

生涯続く収入源として、

障害年金

をしっかりと活用する！

収入を確保するために活用する社会保険



続いて、「障害年金」についてお話しいたします。

障害年金の対象となる傷病は、「あらゆる傷病」です。

その傷病によって障害になられた方が対象になるのです。

その傷病のために仕事を失ったり、また仕事に就けたとしても仕事が制限されたり、そのことによって賃金が減ってしまう。

場合によっては、退職せざるを得ない状況になることもあります。

そのための所得保障のセーフティネットのひとつが「障害年金」で、最も頼りにすべき年金制度です。

ところが、「障害年金」そのものをご存知ない方もおられます。

また、ご存知の方も、「詳しくは知らない」とか「手続きがむずかしそう」とか、「書類がたくさんあってどう書けばよいのか分からない」などと敬遠される方も多い印象を受けます。

まずは、「障害年金」という頼りにすべき制度があるということを知っておいてください。

そのうえで、損なく受給するための大切なポイントをお伝えします。

初診日から1年半が経過した後に「障害認定」を受けることで、その認定の等級に応じた年金を受け取ることができます。

なお、傷病手当金と障害年金は、併せてもらうことができません。

ただ、「障害認定」を受けた後であれば、傷病手当金を受給している間でも障害年金を請求することができます。

障害年金が受給できるようになると、傷病手当金は受給できなくなります。

理想とすると、診断を受けてからもできる限り仕事を続け、仕事が難しくなったら休職して傷病手当金の支給を受け、その支給期間が終わったら、合間なく障害年金をもらえるようにしておくことです。

障害年金は、請求書を提出すると審査が行われ、支給・不支給が決定されます。

まず請求の準備に2～3ヶ月、申請から支給決定までは約3～4カ月ほどかかり、初回の支給はそこから更に40日～50日後の月の15日となります。

ですから、無収入の期間をなくすためには、できるだけ早く診断を受け、診断を受けてからもできる限り仕事を続け、傷病手当金の支給期間が終わる半年くらい前から準備を始めるのが理想というわけです。

この障害年金を請求するためには、4つの要件があります。

障害年金の請求に必要な要件

① 公的年金制度に加入していること

公的年金 = 国民年金・厚生年金

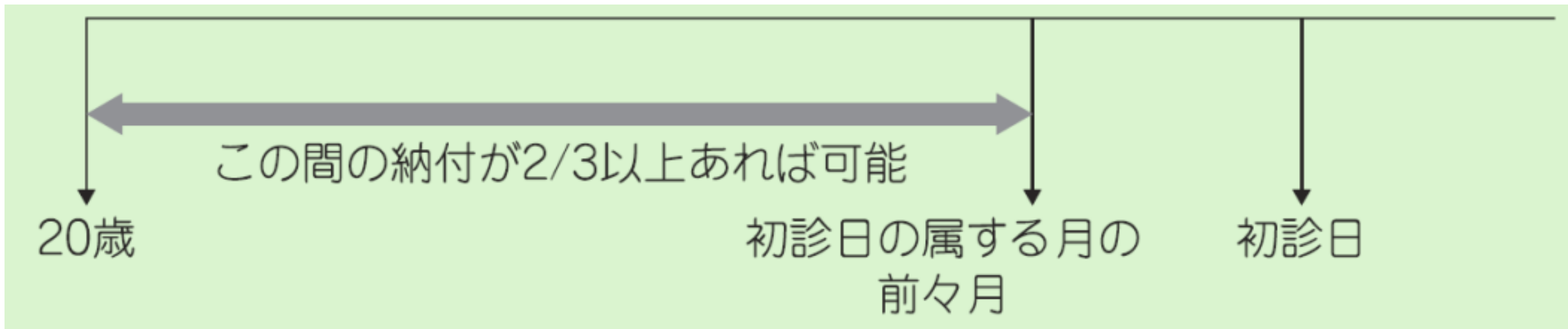
20歳～60歳未満までの人で、次のいずれか。

- ・ 第1号被保険者：自営業者、学生、無職者
- ・ 第2号被保険者：厚生年金に加入している本人
- ・ 第3号被保険者：厚生年金に加入している方に扶養されている人

障害年金の請求に必要な要件

② 年金保険料を一定以上納付していること

20歳から初診日の属する月の前々月までの期間のうち、
3分の2以上の年金保険料を納付していること。



20歳未満で就職した場合には、その就職のときからです。

今は特例で、初診日の属する月の前々月から遡った1年間の全期間、保険料を納付していることで要件を満たすことができます。

(令和8年4月1日までの特例措置)

ただ、1カ月でも未納月があれば要件を満たさないこととなります。初診日以降に納付した場合も認められません。

障害年金の請求に必要な要件

③ 初診日があること

障害年金の請求には、必ず初診があることの証明書を添付する必要があります。

【初診日とは】

1. 初めて医師に診察を受けた日（治療行為または療養に関する指示があった日）
2. 同一の傷病で転医があった場合は、一番はじめに医師等の診察を受けた日
3. 健康診断により異常が発見され、療養に関する指示を受けた場合は健康診断日
4. 業務上の傷病は労災事故等による療養給付の初診日
5. 誤診の場合は正確な傷病名が確定した日ではなく、最初に誤診をした医師などの診療を受けた日…等々

先ほどから幾度も、

「在職中に、若年性認知症であると診断を受けることが、とてとてもとても大きな意味を持ちます」

とお伝えしている理由をこれから説明します。

もちろん、その診断を踏まえて、企業に合理的な配慮をしてもらって、その企業で働き続けるためというのも理由のひとつです。

もっと大切な理由があります。



初診日に加入していた年金制度によって、
請求できる年金が違う！

- ◆国民年金に加入していた → 障害**基礎**年金
- ◆厚生年金に加入していた → 障害**基礎**年金 + 障害**厚生**年金

障害年金は、傷病手当金と違って、ずっと生涯にわたってもらえるお金です。

初診日に加入していた年金制度によって、生涯もらえる金額にかなり大きな差が生じてしまいます。

重い ← → 軽い

1級障害

2級障害

3級障害

厚生年金

障害厚生年金(1級)

障害厚生年金(2級)

障害厚生年金(3級)

障害手当金

配偶者の加給年金

配偶者の加給年金

※最低保証額596,300円

一時金として支給
報酬比例の年金額×2年分
最低保証額 1,192,600円

国民年金

障害基礎年金(1級)

993,750円

障害基礎年金(2級)

795,000円

子の加算(第1子・2子)
各228,700円

子の加算(第1子・2子)
各228,700円

※子の加算：第3子以降は各76,200円
※金額は令和5年4月現在

障害基礎年金（国民年金の部分）は定額です。
未払いの月があったとしても、満額受け取ることができます。

【令和5年4月1日現在】

2級：795,000円

1級：993,750円（2級の1.25倍）

1人目・2人目の子（1人につき） 228,700円

3人目以降の子（1人につき） 76,200円

※子とは次の者に限ります。

○18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子

○20歳未満で障害等級1級または2級の障害者

重い ← → 軽い

1級障害

2級障害

3級障害

厚生年金

障害厚生年金(1級)

障害厚生年金(2級)

障害厚生年金(3級)

障害手当金

配偶者の加給年金

配偶者の加給年金

※最低保証額596,300円

一時金として支給
報酬比例の年金額×2年分
最低保証額 1,192,600円

国民年金

障害基礎年金(1級)

993,750円

障害基礎年金(2級)

795,000円

子の加算(第1子・2子)
各228,700円

子の加算(第1子・2子)
各228,700円

※子の加算：第3子以降は各76,200円

※金額は令和5年4月現在

【障害基礎年金（1階）の上に、障害厚生年金（2階）が加わる！】

障害厚生年金の額は、厚生年金に加入していた期間の長短、給与の額（払っていた保険料の額）などで異なります。

2級の障害厚生年金の報酬比例年金の計算は、老齢厚生年金と同じ計算をします。

1級の障害厚生年金の報酬比例年金の額は、2級の1.25倍です。

3級の場合には、年金額が低くなりすぎないように最低保障額が設けられています。

軽度の障害状態なら、障害手当金として、報酬比例の年金額×2年分
（最低保障額 1,192,600円）

配偶者の加算もあります。

3級や障害手当金があるのは障害厚生年金だけです。

障害年金は非課税ですので、老齢年金のように所得税や住民税を源泉控除されることはありません。

障害年金の請求に必要な要件

④ 年金を受給できる障害の状態にあること

障害認定基準

日本年金機構の障害認定基準「症状性を含む器質性精神障害」の項目より抜粋

| 障害の程度 | 障害の状態 |
|-------|--|
| 1 級 | 高度の認知症、高度の人格変化、その他の高度の精神神経症状が著明なため、常時の介護が必要なもの |
| 2 級 | 認知症、人格変化、その他の精神神経症状が著明なため、日常生活が著しい制限を受けるもの |
| 3 級 | 1 認知症、人格変化は著しくないが、その他の精神神経症状があり、労働が制限を受けるもの 2 認知症のため、労働が著しい制限を受けるもの |
| 障害手当金 | 認知症のため、労働が制限を受けるもの |

障害認定基準のイメージ

| 障害等級 | 状態 |
|------|--|
| 1級 | 他人の助けを借りなければ日常生活を送れない状態 |
| 2級 | 他人の助けは必要ではないが、日常生活は極めて困難であり労働による収入を得られない状態 |
| 3級 | 労働に著しい制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする状態 |



現在の職場に在籍中のうちに、

早期に受診し、初診日をつくる!



障害年金の請求手続きは、書類が全て。
書類の書き方次第で低い等級になってしまう。
だからこそ、プロに頼ることも考える。
報酬は発生するが、長い目で見れば得とも考えられる。

障害年金を専門に扱う
社会保険労務士に相談！

年金事務所は、言うなれば「払わない理由」を見付けるプロです。

障害年金の請求は、書類によって審査が行われます。

つまり、請求書やら診断書やら、書類の書き方が全てという世界です。

うっかり、自分で請求すると、伝えなくて良いことを伝えてしまったり、伝えるべきことを伝えられなかったりして、不支給とされてしまうこともありあます。

また、支給となったけど、低い等級と認定されて、2級とっていたのに3級になってしまったということもあります。

障害年金の手続きには様々な書類が必要となります。

その中でも**担当医師が作成する診断書は、最も重要な書類です。**

診断書は、専門家であるとともに客観的な第三者である医師が記載した書類として、障害年金の受給の有無及び等級を決定する際に最も重視される書類となります。

しかし、医師にもいろいろな方がいます。

中には障害年金のことをよく知っていて、医師から障害年金の受給を勧めてくれて請求に申し分ない診断書を書いてくれる医師もいます。

ただ、その**診断書を医師が書いてくれないとか、「あなたは障害年金がもらえるような症状ではない」と言われるとか、書いてくれたけどちゃんとした障害認定を受けるには足りない内容の診断書であったり**というケースは意外と少なくありません。

障害年金を受給することで、社会復帰の妨げになるのではないかとの考えから、障害年金の申請に否定的な医師もおられるようです。

残念ながら、障害年金のことをよくご存知でない医師や、請求に協力的でない医師も少なからずおられることは知っておいた方が良いでしょう。

医師は年金の専門家ではありませんから仕方のないことです。

餅は餅屋です。

だから、社会保険労務士に相談することをお勧めいたします。

社会保険労務士に限りませんが、同じ士業でも得意な専門分野があります。

相談先は、**障害年金の請求に詳しい**社会保険労務士でなければ意味がありません。

専門の社会保険労務士は、医師と連絡調整をしながら、状態に応じた正当な障害認定を受けるための書類を調べてくれます。